

## 原産地証明書用紙規格書

1. 商工会議所原産地証明書等関係書類認証規程第3条に定める「原産地証明書の用紙」について、申請者は、次に掲げる規格に沿ったものを、発給者から入手（購入）して使用すること。

### （1）上質紙

- ①用紙 : 上質紙55キログラムベース（四六判換算）
- ②寸法 : A4サイズ（210×297ミリ）1枚物
- ③印刷 : 地紋……緑色（偽造防止加工を施したもの）  
罫・文字……スミ色

### （2）複写式（5枚複写）（タイプライター向け）

- ①用紙 : 上用紙=N50  
中用紙=N40  
下用紙=N40
- ②寸法 : A4サイズ（210×297ミリ）
- ③印刷 : 地紋……緑色（偽造防止加工を施したもの）  
罫・文字……スミ色

※すべての用紙を同規格で作成する場合はN40の用紙とする。

[備考] <偽造防止加工>とは

現在のコピー機はデジタル化され、解像力も格段に進歩してきているが、印刷物の微妙な構成要素（小さな点等）までを100%正しく再現することは不可能である。

偽造防止技術は、そのコピー機の解像力の低さを利用したもので、例えば、コピーしても絶対に再現されない小さい点とコピーすると必ず再現されるはっきりした大きな点の二つの要素を組み合わせることによって、人間の目では判別できない、コピーをした時等にのみ現れる隠し文字・模様等を作成し、用紙の偽造・変造を防止する技術である。

特殊な素材を使わない経済的、かつ実用的な技術として、小切手等の証書類、住民票等の証明書類に使用されている。

2. 商工会議所原産地証明書等関係書類認証規程第14条に定める「オンライン発給」における「原産地証明書の用紙」について、申請者は、用紙に関して発給者の指示がある場合は当該用紙を、発給者の指示がない場合は次に掲げる規格に沿った「白上質紙」を使用すること（上記1.の偽造防止加工用紙は使用しないこと）。

- ①用紙 : 白上質紙55キログラムベース（四六判換算）
- ②寸法 : A4サイズ（210×297ミリ）1枚物

以上